

子どもたちの「現在^ま」を考える③

少子化のメリット

本田和子

(児童学者)

子どもは、「どい」で育つか
少子化によって、子どもは「保育施設」という「場」をすみかとし、「子どもの群れの中で」、あるいは「群れと共に」成長していく。この物言いは、あまりにも逆説めいて響くだろうか。何しろ、子ど�数の減少は子どもの「群れ体験を疎にする」という一般的な定説に対して、真っ向から異を唱えていくからである。

しかし、人口減少社会は、女性の知的・身体的労働力を不可欠とするから、女性の社会参加と経済的活動は社会的必要事となる。女性は家庭の主管者であり、家事と育児を責務とするという「近代的性役割論」は、いざれ無効化されざるを得ないのである。もっとも、この性別分業は、女性側の諸意欲につき動かされてすでに崩壊し始めてはいるが、それが、社会的求めともなる時代を迎えているということであろう。

本田和子（ほんだますこ）

児童学者。お茶の水女子大学前学長、名誉教授。

『異文化としての子ども』『子ども100年のエボック』

『それでも子どもは減っていく』など著書多数。

子どもは「家庭」と多様な「保育施設」との往還を通して、大人たちとのつき合い方と、子ども同士の交わり方の両方を、当然のこととして学んでいくことになる。どちらが「主」、どちらが「従」というのではなく、そのどちらも子どもの成長を支援する「場」なのであり、時間の長短でいうなら、「保育施設」の側に軍配が上げられるかもしれない。ある。

とすれば、「子育て力」の向上が期待されるのは、母親・父親であるにまして、施設の働き人ではないか。そして、私どもが脱却すべきなのは、「近代型家族観」であり、「近代型子育て観」ではないだろうか。

子どもは、「誰のもの」か

子どもの成長が、家庭にまして保育施設により多くを負うという、今後の方向性を考えておくとするなら、いま一つ、子どもは「誰のもの」かという問い合わせておく必要がある。「誰のもの」という言い方に語弊があるとするなら、「養育責任は誰が負うべきか」と言い換えてよい。

この問いに対し、最も一般的な答えは「両親」であろうし、特に「母親」により多くの比重がかけられているようにも思える。わが国の場合、民法上に「親権」という一項が含まれていて、大人と子どもの関係の基本を、「親と子の関係」と規定してさえあるのだから。「親権」の内容は、現在では「監護教育権」と「財産管理権」であるとされている。

しかし、親と子の関係が「支配」から「保護」へ、さらには、子どもの権利や人格を「認める」方向へと変化しつつある時代的動向を受けて、親の権利にまして「子どもの保護に

関する社会的コントロール」こそ必要としたイギリスや、「親の権力」を「親の配慮」と改めたドイツの例に見られるように、いわゆる「親権」の概念も変わらざるを得ないのではなか。子どもの養育、すなわち「子育ての営み」は、時代の進展と人権意識の高まりを受けて、「親の独占」から抜け出しつつあると言うべきかも知れない。子どもは、「親のもの」ではないのである。

諸外国に比して、わが国の場合は、親による「子どもの抱え込み」が強いと言われている。加えて、子どもの不祥事を「親の責任」とみなす周囲の目も、他国に比して厳しかったと言えそうである。しかし、昨今の事情を見るなら、「変化のきさし」を認めざるを得ないのでないか。事が起これば、矢面に立たされるのは「学校」であり、「保育施設」なのだから。子どもは、「親の占有物」であることをやめて、学校やら保育施設やらと「公的な諸制度」の中に、「育てる人」を求め始めたということになろうか。

「保育施設の保育」は、「変化」を求められる

人口減少下の社会では、子どもは「家庭」にまして「保育施設」で育つことになり、また、「親の抱え込み」も弱体化するとなれば、施設の働き人たち、すなわち「プロの保育者」の「子育て力」が、従来にまして問われることになろう。「権利主体」としての子どもを尊重しつつ、変化目まぐるしい社会での「生活者」としての子どもを支える。施設保育の中で、とりわけ重視されねばならないのは、子どもの「生活そのもの」であるのかもしれない。比較的長い時間の中で、一人ひとりにふさわしい生活が展開されること、それが施設

に課された役割であると言えるだろうか。時々刻々の「変化」を常態とする「小さい人」が、これもまた時々刻々変化し続ける現代において、「一人ひとりがふさわしく「生活していく」ために、大人たちにはどのような支援が必要とされるのだろう。

私どもが「家族」に抱くイメージは、「父・母・子」というトライアングルを基本とした「近代家族」にほかならない。しかし、近代家族を出現させた近代社会そのものが構造的变化の時を迎えており、その特色とされた「性別役割分業」や「子ども中心主義」も解体し始めている。「小さい人たち」が、「大きい人」となるための基本は「家庭」にあるとする神話も崩壊し始めていると言えるだろう。改訂された「幼稚園教育要領」が幼稚園保育の目標として「人間の基礎・基本」を強調するのもこの所以にほかならない。

ただし、一人ひとりの置かれた環境の多様性と、経てきた時間の個別性に目を向け、何を基礎・基本と考えるかは、「一人ひとり」異なることを忘れてはならない。生活の基本的当為とみなされることを、一人ひとりの差異化のもとに支援すること、それがプロの保育者の使命ではないか。とすれば、従来言っていた「子育ての支援」、つまり、幼稚園や保育所が地域や両親の子育て力を支援するという発想は、逆転させる必要があろう。すなわち子育ての主業務を担うプロの保育者を、両親や地域社会が支援するのである。彼らが批判でも要求でもなく、「共に育てるべく支援する」ために、保育施設も保育者も、従来にして開かれたものであるべきと思われる。